

2013年2月8日

宇治市長 山本 正 様

日本共産党宇治市会議員団

水谷 修  
宮本 繁夫  
山崎 恭一  
坂本 優子  
渡辺 俊三  
木沢 浩子

## 2013(平成25)年度 予算要望書

日頃、市政運営にご尽力いただいていることに敬意を表します。

デフレ不況と勤労世帯の収入減少のなか、市民の暮らしと営業は益々厳しいものとなっています。暮らし応援と地域産業振興は市政の最重要課題です。また、昨夏の京都府南部豪雨災害は、市民に大きな被害を与え、被災者の生活再建支援と災害防止が喫緊の課題となっています。

日本共産党宇治市会議員団は、市民のみなさんから寄せられましたご意見やご要望をもとに下記のとおり2013(平成25)年度予算に対して要望事項をまとめました。

来年度の予算に反映していただきますように要望いたします。

### ■市への要望

- (1) 子どもの医療費は、通院についても小学校卒業まで無料にすること。
- (2) 中学校給食を実施すること。
- (3) 学校施設の大規模改修を実施し、雨漏り校舎やくさいトイレなどを一掃すること。
- (4) 35人学級の実現とそのために必要な普通教室・特別教室の整備をすること。
- (5) 通学路の安全対策を早急を実施すること。
- (6) 保育所の新增設、定員増加で、保育所待機児ゼロをめざすこと。
- (7) 高すぎる国保料を引き下げ、公共料金の値上げをしないこと。
- (8) 敬老祝金やあん摩・鍼灸治療助成など、切り捨てられた高齢者施策を復活させること。
- (9) 高齢者医療費の無料化・助成を行うこと。
- (10) 介護保険料・利用料の軽減を行い、特別養護老人ホーム増設など施設の充実を図ること。
- (11) 障がい者のサービス利用の負担を軽減し、障がい者施設の運営を支援すること。

と。

- (12) 学校・保育所の改修など、公共事業は地元業者に優先発注すること。
- (13) 住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- (14) 公契約条例を制定すること。
- (15) 地元商店を支援し、歩いて買い物できるまちづくりをすすめること。
- (16) 宇治茶のブランド化や歴史都市宇治の良さを生かした観光振興をはかること。
- (17) 中小企業振興条例を制定すること。
- (18) 市民の足を守るバス路線を維持し、利用しやすい公共交通網を充実させること。
- (19) 市営集会所の廃止を中止し、管理人制度など従来の方式を維持すること。民間集会所への支援を拡大すること。
- (20) 市民会館・宇治公民館は利用者の要望を聞き、早急に建て替えること。
- (21) 豪雨災害のすべての被災者の生活と営業を支援すること。大至急、中小河川の整備と山の管理をすすめること。
- (22) 「防災計画」に原子力発電所事故への対策をいれるなど根本的な見直しと抜本的な強化をはかること。また、道路・橋梁・河川・ダムなどの安全点検を行うこと。
- (23) 水道水源の多水源化をすすめ、地下水を保全すること。開浄水場を存続させること。老朽化したポンプを交換するなど必要な保守をおこなうこと。
- (24) 原発ゼロを願う市民の声に応え、市民の安全のために危険な原発の再稼働中止・廃止を国と電力会社に求めること。
- (25) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及に積極的に取り組むこと。

## ■国への要望

- (1) 消費税増税の中止を求めること。
- (2) 労働者派遣法を抜本的に見直すこと。とりわけ、若年層の正規雇用を増やすよう求めること。
- (3) 国民健康保険事業の広域化に反対すること。国の責任による国保料の引き下げを求めること。
- (4) 70～74歳の医療費窓口負担の2割への引き上げはやめるよう求めること。高齢者の医療費無料化を求めること。
- (5) 子どもの医療費を無料にするよう求めること。
- (6) 公的保育を放棄する「子ども・子育て新システム」の導入を中止するよう求めること。

- (7) 介護保険への公的負担を大幅に増やし、安心できる公的な介護制度を実現するよう求めること。
- (8) 障害者自立支援法は廃止して、生活支援・施設援助・応益負担の廃止など新たな障がい者福祉法を確立するよう求めること。
- (9) 生活保護の切り下げを行わないよう求めること。老齢加算を復活するよう求めること。生活保護における生活用品としての自動車保有を認めるよう求めること。リバースモーゲージの制度撤廃を求めること。
- (10) 少人数学級を早期に実現するよう求めること。35人学級の実施中止を撤回し、完全実施を求めること。不足する教室の増築への補助金を増額するよう求めること。
- (11) 高校授業料の無償化を継続するよう求めること。
- (12) ムダで危険な宇治川の1500トン放流計画を見直し、天ヶ瀬ダム再開発を中止して、安全点検を行うよう求めること。宇治川堤防は伏流水を遮断する深さの矢板鋼など、安全対策を講じるよう求めること。1500トン放流にあわせた、宇治川の掘削工事は中止するよう求めること。塔の島の桜の伐採を中止するよう求めること。
- (13) 食料自給率の低下や国民皆保険制度の崩壊をまねくTPPへの参加はやめ、日本の農業を守るよう求めること。
- (14) 憲法改悪に反対し、憲法を暮らしにいかすよう求めること。
- (15) 家族従業者の「働き分」を認めない所得税法第56条の廃止を求めること。
- (16) 地方裁判所支所を市内に設置するよう求めること。
- (17) 納税猶予制度を緩和するよう求めること。

## ■府への要望

- (1) 「京都地方税機構」は、強引な徴税・差し押さえを行わないよう求めること。法人税や資産税などの課税業務の共同化は行わないよう求めること。
- (2) 国民健康保険の広域化をやめるよう求めること。
- (3) 子どもの医療費は通院も小学校卒業まで無料にするよう求めること。75歳以上の高齢者の医療費は無料にするよう求めること。
- (4) 教職員配置を国基準に引き上げ、小学校から高校まで30人学級を実現するよう求めること。図書館司書の配置を行なうよう求めること。
- (5) 府立高校の昼間・夜間定時制の入学定員を増やし、「特色」の名で高校間格差と競争激化をまねくやり方は改めるよう求めること。
- (6) 鳥獣被害対策を強化するよう求めること。

- (7) 産科・小児科の医師体制の強化など、医療体制強化を求めること。
- (8) 児童相談所の職員体制を強化するよう求めること。
- (9) 保健所は、健康づくり・感染予防・環境保全などを行なう拠点として体制・機能を強化するよう求めること。
- (10) 土木事務所を拡充し、機能を強化し、宇治市内に事務所を設置するよう求めること。
- (11) 河川を早期に改修し、木幡池の治水計画をすすめ、水害を根絶するよう求めること。
- (12) 府道の渋滞解消と安全対策・バリアフリー化をすすめるよう求めること。とりわけ、特別支援学校の周辺道路のバリアフリー化を急ぐこと。
- (13) 太陽が丘運動公園の夜間使用、プールの通年使用、障がい者の更衣室等の改善、送迎等短時間の利用の駐車料金無料化を実施するよう求めること。
- (14) 道州制導入に反対するよう求めること。

## ■地域別要望

### ●六地蔵地域

- (1) 府道大津宇治線東側の歩道を整備すること。
- (2) 行政サービスコーナー・コミセンをJR六地蔵駅周辺に設置をすること。
- (3) JR六地蔵駅のバリアフリー化・エレベーター設置をすすめること。

### ●木幡・炭山・笠取地域

- (1) 府道京都宇治線・のぼり三差路に右折レーン設置をすること。
- (2) 府道京都宇治線の歩道を整備すること
- (3) 市道木幡25号線踏切の安全対策をすること。
- (4) 市道大瀬戸熊小路線を早期に全線拡幅すること。
- (5) 南御蔵山・北御蔵山・中御蔵山町内の側溝改修のスピードアップを図ること。
- (6) 観音寺台町内会内の側溝を整備すること。
- (7) 平尾集会所の改修を行うこと。
- (8) 府道二尾木幡線、林道炭山線、池の尾線、谷山線の復旧を急ぐこと。
- (9) 不法投棄の対策強化を行い、豊かな自然を守ること。（項を独立）
- (10) JR木幡駅のバリアフリー化をすすめること。
- (11) 明星保育園前の変則交差点を改良すること。当面、安全対策をすること。
- (12) 平尾台・南山地域にバス路線を設置するよう、バス事業者と協力して実現すること。

- (13) 木幡地域福祉センターを拡充すること。
- (14) 木幡西浦の市道木幡78号、363号、364号の交差点の安全対策をすること。
- (15) 市道木幡41号線の側溝に蓋をすること。
- (16) 市道五ヶ庄六地藏線と市道南山畑中村線との交差点の歩行者安全対策を講じること。
- (17) 東宇治浄化センター内の閉鎖されたグラウンドを再開できるよう安全対策と整備を行うこと。
- (18) 医療少年院跡地は、公共施設として活用すること。
- (19) 東笠取地区の市道改修を急ぎ、振興計画を立てるとともに、「東笠取農振地域」指定を解除すること。
- (20) 民有林の管理について市の公的役割を明確にし、策を講じること。
- (21) 木幡池の排水能力を向上させ、溢水対策を強化すること。

#### ●五ヶ庄地域

- (1) 広岡谷町内の側溝を改修すること。同町内の出入口を改良・拡幅すること。
- (2) 弥陀次郎川の改修にあたっては周辺住民に十分説明して合意をえて急いで進めること。全域の安全管理と日常の保守・点検を強化すること。沿川住民に事故原因と安全対策の説明会を行うこと。
- (3) 市道宇治五ヶ庄線福角団地前付近を改良すること。
- (4) 府道京都宇治線黄檗踏切交差点の改良に伴い、歩道整備・JR黄檗踏切の拡幅で歩行者の安全を確保すること。
- (5) 東宇治行政サービスコーナーの業務を拡大し、市役所出張所にすること。
- (6) 市道五ヶ庄221号線の歩道を延長し、速度規制などの安全対策をはかること。
- (7) 岡本踏切を拡幅するとともに府道京都宇治線岡本踏切交差点の改良をすること。
- (8) 新田川への流入水量を拡散するなどの対策を講じて溢水を防止すること。
- (9) 市道宇治五ヶ庄線の歩道拡幅整備を京大前から黄檗停車場線まで連続して行うこと。

#### ●菟道・羽戸山・明星町・志津川地域

- (1) 京阪三室戸駅から明星町入口までの道路拡幅は関電用水路を暗渠化し、歩道を再整備すること。都市計画道路明星線を推進すること。
- (2) 市道菟道榎島線と乙方三番割線の交差点及び菟道187・188号線の交差

点に信号の設置など、安全対策をはかること。

- (3) 車田地区内に児童公園を設置すること。
- (4) 戦川・志津川の治水治山を含めて、溢水しないよう改修すること。
- (5) 菟道7号水路の府道151号線以西の拡幅と浚渫を行うこと。
- (6) 川東京大線の交通渋滞対策・交通安全対策・環境対策を講じること。
- (7) 志津川地域にバス路線を新設すること。
- (8) 宇治五ヶ庄線三室戸駅西側の道路を改修し歩行者の安全対策をはかること。  
悪臭対策を講じること。
- (9) 京阪三室戸駅から三室戸寺への経路上に公衆トイレ、休憩所などを設置すること。
- (10) 宇治川右岸の市道宇治志津川線の安全対策を講じること。

#### ●宇治・白川地域

- (1) 太陽が丘入口付近から白川山本線にかけて歩行者の安全対策を講じること。
- (2) 県通りの通過車両を減少させるための抜本的な道路計画をたてること。
- (3) JR宇治駅南側広場の夜間の照明を強化すること。
- (4) 宇治橋東詰に交番・観光案内所・トイレを設置すること。
- (5) 塔の島地区の国・府の標識を美観に配慮したものにかえること。
- (6) 白川地区内の交通安全対策（通過交通のスピード規制など）を講じること。
- (7) 白川地区の土砂採掘など、違法・脱法的な乱開発を許さないこと。白川地区内のがけ崩れ防止や避難場所の確保など、防災対策を整備・強化すること。
- (8) 半白地域に大規模集会施設を建設すること。
- (9) 東半白地域の浸水地域の解消を図ること。
- (10) 妙楽・里尻地域の側溝整備をスピードアップすること。
- (11) 野神・大谷地域の側溝整備をスピードアップすること。
- (12) 菟道ふれあいセンターの建て替えは、地域住民の意見を聞いて早急に行うこと。
- (13) 府道大津南郷線と市道塔ノ川下居線との接合部分に横断歩道を設置すること。

#### ●槇島地域

- (1) 京滋バイパス高架下槇島吹前・郡付近の路上駐車を取り締まり、路上での作業を改善させること。
- (2) 門口、幡貫付近の用水路の浄化のため清掃回数をふやすこと。
- (3) 市道十一外線北側の歩道中央の電柱を移設し、歩道を整備すること。
- (4) 承水溝・春日森落合線側溝の浚渫・浄化を行うこと。

- (5) 用水幹線 2 号沿いの道路を全面改修すること。
- (6) 工業地域に水道・下水道を整備すること。排水網を整備し水害をなくすこと。
- (7) 紫が丘団地の水害をなくすこと。
- (8) 府道黄檗停車場線と市道榎島 2 3 号線の歩道整備をすすめること。
- (9) 宇治榎島線と十一線の接合部分に道路標識の案内板を設置すること。
- (10) 市道榎 9 0 号線及び市道榎 9 1 号線と十一外線との接合部分の安全対策を行うこと。

#### ●広野地域

- (1) J R 新田駅東口を設置すること。
- (2) 名木川（広野公民館前）の水害をなくすこと。
- (3) 城陽市との行政界を明らかにし、市道広野 114 号線を早期に整備すること。
- (4) 開浄水場を存続するとともに、当面ポンプを交換すること。

#### ●神明・開・羽拍子地域

- (1) 城南荘 1 0 筋目に信号機を設置するとともに、桜並木を生かし本通りを整備すること。
- (2) 南陵南集会所を増築すること。
- (3) 公共下水道を、宮北・神明石塚・一里山地域へ早急に整備すること。
- (4) 羽拍子地域の浸水地域の解消を図ること。
- (5) 羽拍子踏切の歩道の整備を行うこと。

#### ●大久保地域

- (1) 南宇治地域の学校統廃合は中止すること。
- (2) 西大久保の浸水をなくすために学校に貯留施設をつくること。
- (3) J R 新田駅と近鉄大久保駅の連絡道路の建設・駅前広場などの整備をすすめること。
- (4) 古川橋上流右岸の管理用道路を整備すること。その道路との関連で、市道大久保 3 号線（国道 24 号線のトンネル部）から古川へ通じる市道大久保 1 号線を整備すること。
- (5) 南宇治中前（大久保 2 2 号線）、西大久保小前の道路を改修すること。
- (6) 旦椋市営住宅前から西へ、道路を新設すること。
- (7) 大久保南の口（大久保 4 2 号線から東方向、ダイカクガレージ北側）の側溝を暗渠にすること。

### ●伊勢田地域

- (1) 毛語・井尻・浮面・ウトロ地域の水害を解消すること。
- (2) 府道八幡宇治線の近鉄踏切から伊勢田町北山一番地付近の拡幅と歩道整備など通学・通行者の安全確保を行なうこと。とりわけ府道八幡宇治線南側の伊勢田9号水路以東の歩道整備を急ぐこと。
- (3) ウトロ地域のまちづくりは、国・府・市の役割を明確にし、住民参加ですすめること。

### ●小倉地域

- (1) 小倉駅地下東西通路のバリアフリー化をすすめること。
- (2) 府道小倉停車場線の旧京都信用金庫前の交差点を改良し、歩行者の安全確保をはかること。
- (3) 市道小倉安田線から国道24号線へのアクセスを整備し、府営住宅北側に信号機を設置すること。
- (4) 西小倉地域の学校統廃合を行わず、大規模改修を行うこと。
- (5) 主排5号の浚渫と草刈り、並びに改良工事をおこなうこと。
- (6) 巨椋池の排水路の浚渫・除草などを市が責任をもっておこなうこと。
- (7) 小倉方面から市役所方面へのバスを増便すること。ダイヤの改正を求めること。
- (8) 市が引き取った里道や水路などの官有地を、緑道などに計画的に整備すること。
- (9) 不特定の市民が往来する私道については、市が責任を持って維持管理すること。
- (10) 山際地域の下水道の未整備地域について、整備を行うこと。
- (11) 近鉄小倉駅前や小泉米穀店付近などの抜本的な浸水対策を講じること。学校など公共施設に雨水貯留施設を設置すること。
- (12) 西小倉地域での違法駐車をなくすこと。